

各 位

平成18年8月11日

会社名 アクモス株式会社
代表者名 代表取締役社長 飯島 秀幸
(JASDAQ・コード 6888)
問合せ先 代表取締役社長 飯島 秀幸
電話番号 03-3239-2377

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年8月11日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年9月27日開催予定の第15回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成18年5月1日から「会社法」（平成17年法律第86号）及びその関連法令が施行されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 定款の実質的変更

- ①法令の改廃に伴い新たに可能となったため、変更後の定款第2条（目的）を所定のように改め、第12条（参考書類等のウェブ開示）、第20条（取締役会の決議の省略）を新設します。
- ②取締役については、解任決議要件を従前どおりとするため変更後の定款第17条第2項を新設し、また、監査役については第31条（社外監査役の責任限定契約）を新設します。
- ③公告方法につき電子公告とするため定款第4条を変更します。ただし、準備の関係で、第4条の変更の効力は、平成18年12月1日からとします。
- ④今後の法令の改廃に備え、第8章（定款の変更）を新設します。

(2) 定款の形式的変更

- ①定款に定めがあるものとみなされた事項を当社定款に記載するため、変更後の定款第5条（機関構成）及び第7条（株券の発行）を新設し、あわせて第6章（会計監査人）を新設します。
- ②法令の改廃に伴い用語や文章表現を修正するものとして、変更後の定款第4条（公告方法）、第6条（発行可能株式総数）、第9条（株主名簿管理人）、第10条（基準日）、第11条（招集）、第14条（決議の方法）、第17条第1項（取締役の選任）、第18条（取締役の任期）、第23条（報酬等）、第24条（社外取締役の責任限定契約）、第26条（監査役の選任）、第27条（監査役の任期）、第30条（報酬等）、第33条（事業年度）、第34条（剰余金の配当）、第35条（中間配当）、第36条（剰余金の配当の除斥期間）があります。
- ③端株に関しましては、附則にまとめました。
- ④その他、条数・章数の変更等の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	定款変更案
第1章 総 則 第1条（商号） 当社はアクモス株式会社と称し、英文では A C M O S I N C. と表示する。	第1章 総 則 第1条（商号） (現行どおり)

現行定款	定款変更案
第2条（目的） ① 当社は次の事業を営む会社の株式・持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1. コンピュータ・ソフトウェア及びコンピュータ・システムの開発及び販売 2. インターネット等を利用した各種情報の収集、管理及び情報の処理、提供、販売 3. 複写機、通信機、コンピュータ等の電子応用機器の企画、開発、販売 4. 有価証券の保有、運用、売買及び投資並びに投資顧問業 5. 企業の合併、株式交換、株式移転、事業譲渡、事業用資産の譲渡、資本提携及び業務提携に関する指導及び支援業務 6. 株式の公開及び増資、社債の発行等資金調達に関する指導及び支援業務 7. <u>会計帳簿の記帳、原価計算、決算書の作成等の会計・経理事務の請負</u> 8. 融資、債務の保証、債権の買取り等の信用供与 9. 不動産、動産、債権及び工業所有権・著作権等の無体財産権の売買、賃貸、管理及び仲介 10. 生命保険の募集及び損害保険の代理 11. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業 12. 各種セミナー及び教室の経営並びに図書の出版及び書籍・雑誌の販売 13. <u>前各号に関する調査及びコンサルティング</u> ② 当社は、前項の事業及びこれに附帯又は関連する一切の業務を営むことができる。	第2条（目的） ① （6まで現行どおり） 7. <u>広告・宣伝及び会計・経理事務の受託又は請負</u> 8～12. （現行どおり） 13. <u>その他一切の適法な事業</u> ② （現行どおり）

現行定款	定款変更案
第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都千代田区に置く。 第4条（公告の方法） 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して<u>す</u> <u>る</u>。 （新設） 第2章 株 式 第5条（発行する株式の総数） 当社の<u>発行する株式の総数</u>は323,000株とする。 （新設） 第6条（株式取扱規則） 当社の<u>発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、端株の買取り、その他株式に関する手続及び手数料について</u>は、取締役会の定める株式取扱規則による。	第3条（本店の所在地） （現行どおり） 第4条（公告方法） 当社の公告<u>方法</u>は、<u>電子公告により行う。</u> <u>但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u> 第5条（機関構成） <u>当社は、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> 第2章 株 式 第6条（発行可能株式総数） 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、<u>323,000株とする。</u> 第7条（株券の発行） <u>当社の株式については、株券を発行する。</u> 第8条（株式取扱規則） 当社の<u>株式及び新株予約権に関する事項は、本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u>

現行定款	定款変更案
第7条（<u>名義書換代理人</u>） ① 当社は株式につき<u>名義書換代理人</u>を置く。 ② <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は取締役会の決議により<u>選定</u>する。 ③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び<u>端株原簿</u>、<u>株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、端株の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u> 第8条（基準日） 当社は、毎年、<u>営業年度末日現在</u>の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもってその<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 第3章 株主総会 第9条（招集） 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</u> （新設）	第9条（<u>株主名簿管理人</u>） ① 当社は株式につき<u>株主名簿管理人</u>を置く。 ② <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は取締役会の決議により<u>定める</u>。 ③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせる。</u> 第10条（基準日） 当社は、毎年、<u>事業年度末日最終</u>の株主名簿に記載又は記録された<u>議決権を有する株主</u>（実質株主を含む。以下同じ。）をもってその<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使<u>することができる株主とする。</u> 第3章 株主総会 第11条（招集） 当社の定時株主総会は、<u>事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</u> 第12条（<u>参考書類等のウェブ開示</u>） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>

現行定款	定款変更案
第10条（議長） 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 第11条（決議の方法） ① 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 ② <u>商法第343条</u>の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。 第12条（議決権の代理行使） 株主が議決権の代理行使をなすには当会社の議決権を有する他の株主を代理人とすることを要する。 第4章 取締役及び取締役会 第13条（取締役の員数） 当会社の取締役は8名以内とする。 第14条（取締役の選任） ① 当会社の取締役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> ② 取締役の選任については、累積投票によらない。 （新設）	第13条（議長） （現行どおり） 第14条（決議の方法） ① 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって決する。 ② <u>会社法第309条第2項</u>の規定によるべき決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u> 第15条（議決権の代理行使） 株主が議決権の代理行使をなすには当会社の議決権を有する他の株主を代理人とすることを要する。<u>但し、代理人は1名に限る。</u> 第4章 取締役及び取締役会 第16条（取締役の員数） （現行どおり） 第17条（取締役の選任<u>及び解任</u>） ① 当会社の取締役の<u>選任決議</u>は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、累積投票によらずに、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> （1項に挿入） ② 当会社の取締役の解任決議は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u>

現行定款	定款変更案
<u>第15条</u>（取締役の任期） 取締役の任期は<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。	<u>第18条</u>（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>但し、株主総会の選任決議をもって、その任期を短縮することを妨げない。</u>
<u>第16条</u>（取締役会の招集） ① 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 （新設）	<u>第19条</u>（取締役会の招集） （現行どおり） <u>第20条</u>（取締役会の決議の省略） <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u>
<u>第17条</u>（役付取締役） 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、<u>必要</u>に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。	<u>第21条</u>（役付取締役） （現行どおり）
<u>第18条</u>（社長） ① 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。 ② 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。	<u>第22条</u>（社長） （現行どおり）

現行定款	定款変更案
<u>第19条（報酬及び退職慰労金）</u> 取締役の報酬及び<u>退職慰労金</u>は、株主総会の決議をもって定める。 <u>第20条（社外取締役の責任限定契約）</u> 当社は、<u>商法第266条第19項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく<u>賠償責任の限度額は、商法第266条第19項各号に定める金額の合計額とする</u>。 第5章 監査役及び監査役会 <u>第21条（監査役の員数）</u> 当社の監査役は5名以内とする。 <u>第22条（監査役の選任）</u> 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の過半数の決議によって選任する</u>。 <u>第23条（補欠監査役の選任）</u> ① <u>当社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者（以下「補欠監査役」という。）をあらかじめ選任することができる。</u> ② <u>補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数で行う。</u> ③ <u>第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u>	<u>第23条（報酬等）</u> 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u>は、株主総会の決議をもって定める。 <u>第24条（社外取締役の責任限定契約）</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が定める額とする</u>。 第5章 監査役及び監査役会 <u>第25条（監査役の員数）</u> 当社の監査役は5名以内とする。 <u>第26条（監査役の選任）</u> 当社の監査役の<u>選任決議</u>は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う</u>。 （削除）

現行定款	定款変更案
<u>第24条（監査役の任期）</u> ① 監査役の任期は<u>就任後4年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。 ③ <u>前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u> <u>第25条（常勤監査役）</u> <u>監査役はその互選により常勤監査役1名以上を置く。</u> <u>第26条（監査役会の招集）</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 （第25条から移設し、新設） <u>第27条（報酬及び退職慰労金）</u> 監査役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主総会の決議をもって定める。 （新設）	<u>第27条（監査役の任期）</u> ① 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② （現行どおり） （削除） （削除：第29条に移設） <u>第28条（監査役会の招集）</u> （現行どおり） <u>第29条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> <u>第30条（報酬等）</u> 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。 <u>第31条（社外監査役の責任限定契約）</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>

現行定款	定款変更案
(新設) (新設) 第<u>6</u>章 計 算 第<u>28</u>条 (営業年度) 当会社の<u>営業</u>年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。 第<u>29</u>条 (利益配当金) <u>利益配当金</u>は、毎<u>営業</u>年度末日<u>現在</u>における株主名簿<u>及び</u>端株原簿に記載又は記録された株主又は質権者<u>並びに</u>端株主に対して支払う。 第<u>30</u>条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議をもって、毎年12月31日現在における株主名簿<u>及び</u>端株原簿に記載又は記録された株主又は質権者<u>並びに</u>端株主に対して中間配当することができる。 第<u>31</u>条 (配当金等の除斥期間) ① <u>利益配当金及び中間配当金</u>がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。 ② 未払いの<u>利益配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。	第<u>6</u>章 <u>会計監査人</u> 第<u>32</u>条 (会計監査人) <u>会計監査人の選任、任期その他に関する事項は、法令の定めるところによる。</u> 第<u>7</u>章 計 算 第<u>33</u>条 (事業年度) 当会社の<u>事業</u>年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。 第<u>34</u>条 (剰余金の配当) <u>剰余金の配当は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。</u> 第<u>35</u>条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議をもって、毎年12月31日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は<u>登録株式</u>質権者に対して中間配当することができる。 第<u>36</u>条 (剰余金の配当の除斥期間) ① <u>剰余金の配当（中間配当を含む）</u>がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。 ② 未払いの配当には、<u>利息をつけない。</u>

現行定款	定款変更案
(新設)	<u>第8章 定款の変更</u>
(新設)	<u>第37条 (定款の変更)</u> <u>本定款の変更は、本定款第14条第2項に従い、株主総会の決議をもって行う。ただし、次の場合は、取締役会の決議で、変更又は字句及び表現を修正することができる。</u> 1. <u>法令の規定で認めているとき</u> 2. <u>法令の改廃により定款に定めがあるとみなされたものを本定款に記載又は記録するとき</u> 3. <u>法令の改廃により定款の定めが無効とされたものを本定款から削除するとき</u> 4. <u>法令の改廃により本定款の用語又は表現を改めるとき</u> 5. <u>その他、条数の組み換え、句読点の位置の変更、縦書き化、横書き化など、定款の実質的内容の変更を伴わない形式的変更を行うとき</u>
(新設)	<u>附則</u>
(新設)	<u>第1条 (端株に関する名義書換代理人)</u> ① <u>当社は端株につき名義書換代理人を置く。</u> ② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定める。</u> ③ <u>当社の端株原簿の作成、備置き、その他の端株に関する事務は名義書換代理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>
(新設)	<u>第2条 (端株の取扱い)</u> <u>当社の端株に関する事項は、本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u>
(新設)	<u>第3条 (剰余金の配当)</u> <u>当社に端株が存するときは、本定款第34条及び第35条の株主には、端株主を含むものとする。</u>

現行定款	定款変更案
(新設)	<u>第4条（自動失効）</u> <u>本附則第1条から本条までの定めは、当社に端株が存在しなくなったときをもって自動的に削除されるものとする。</u>
以上	以上

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年9月27日(水)
定款変更の効力発生日	平成18年9月27日(水)

以上